

| 第 2 1 回安城市福祉有償運送運営協議会 議事録 | |
|---------------------------|--|
| 日 時 | 令和 6 年 9 月 1 1 日 (水) 午前 1 1 時から 1 1 時 4 0 分まで |
| 場 所 | 安城市役所本庁舎 3 階 第 1 0 会議室 |
| 出席者 | <p>【委 員】出席 9 名 (近藤委員、潮田委員、稲垣委員、都築委員、柴田委員 神谷委員、中川委員、長坂委員、野上委員) 欠席 1 名 (渥美委員)</p> <p>【その他】田中氏 (中部運輸局)</p> <p>【事業者】西三河在宅介護センター安城 小田氏 安城市社会福祉協議会 外山氏</p> <p>【事務局】中屋敷社会福祉課長、柴田社会福祉係長、市川専門主査、 藤井主事補、水野</p> |

- ・会長を近藤委員と定めた。副会長は稲垣委員

議題

福祉有償運送の対価改定について

- ① (説明：安城市社会福祉協議会 外山氏)
- ② (説明：西三河在宅介護センター安城 小田氏)

質疑

(潮田委員)

対価改定の内容を事業者が連続して報告されるというのは、他の事業者の価格や原価が他の事業者の方にわかるという状況となります。他の福祉有償運送運営協議会ですと、価格の関係が発生する場合は、事業者ごとに入ってきてもらい報告をし、委員の方で承認について議論をするという流れで、事業者が退出を繰り返し、他の事業者にはその内容がわからないように配慮している自治体があります。今回のこのやり方について問題はないのでしょうか。

(事務局)

他の自治体とやり方が異なるということですが、問題はないと思います。

(稲垣委員)

安城市には福祉有償運送を行う 3 つの事業者がある中で、今回 2 つの事業者から対価改定の申し出があったということですが、今回申し出していない事業者 (こすもす畑) が対価改定を希望した場合、再びこの会議を行うこととなるのでしょうか。

(事務局)

はい。

(稲垣委員)

こすもす畑さんが、今回対価改定を申し出ない理由としては、工夫等をして現状のままで継続できるからでしょうか。それとも今後改定を申し出る予定なのでしょうか。

(中川委員)

以前から事務局より対価改定や協議会の開催についてのお話は頂いており、申請する予定でしたが、業務上、期限がある中で書類を全て揃えるのは難しいと判断しました。来年も協議会が開催されるとのことでしたので、そちらに向けて申請する予定とし、今回の協議会で対価改定は申し出ませんでした。毎年報告していますが、全体の事業のうち福祉有償運送は、限られた人しか利用していないのが実情で、収益は全体のうちそれほど占めていません。そのため、今回の協議会に間に合わせることはしませんでした。来年の協議会で申請する予定です。また、先ほどお話がありましたが、こすもす畑はHP等で料金表を公開しておりますので、今回他の事業者の料金がわかることで何か支障があるかはわかりませんが、こすもす畑は特に問題はありません。

(稲垣委員)

福祉有償運送には競争があるのでしょうか。今回の対価改定により、西三河在宅介護支援センター安城さんの「片道の移送時間おおむね30分以上かかる場合、別途料金600円いただきます」が削除されたことにより、2事業者の料金が近づきましたが、安城市の福祉有償運送運営協議会は、同じような体系で同じような料金を目指すのか、それぞれが工夫をし、異なる料金で良いとするのか、どちらでしょうか。

(事務局)

福祉有償運送は、福祉的な意味合いが強いため、競争という観念とは異なります。それぞれ利用者さんがいらっしゃって、利用者さんに応じた金額をそれぞれの事業者が考えて料金を設定しているため、競争するという観念はないと思います。また、今回の協議会では国が定めたルールに基づき対価改定を行うもので、それが適正かどうかを協議していただければと思います。

(稲垣委員)

福祉有償運送は、事業者の赤字が出ないように対価改定を行うのでしょうか。

(事務局)

赤字、黒字というよりは、事業者が、国のルールに基づいて対価を上げるかどうかを協議する内容になります。

(稲垣委員)

利用者さんにとって、料金は上がらない方が良いと思いますが、工夫できる面はないのでしょうか。

(事務局)

国が定めたルール自体が改正（従来のタクシー運賃の2分の1から約8割に変

更)されています。これに基づき事業者が、対価改定するかどうかを協議します。
(潮田委員)

副会長のご意見に補足させていただきます。利用者さんにとって運賃の値上げは、負担となりますが、福祉有償運送を行っている事業者が赤字で事業が継続できなくなった場合、安城市内で福祉有償運送の利用者さんの移動手段がなくなり、交通空白を生むことにつながるため、その点も含め、福祉有償運送運営協議会で議論をする必要があります、安ければ良いというものではないと思います。その点についてはご理解いただきたいと思います。

(外山氏)

社会福祉協議会の対価改定について、一部8割を超える料金となっております。これにつきましては、おおよそ8割とお話を伺っておりますが、物価高騰や人件費の問題もあり、赤字の経営となっております。今後もできる限り事業を継続させるため、8割を超える料金を設定させていただきました。

(田中委員)

対価の基準の考え方についてですが、大前提として福祉有償運送は営利にならず、実費の範囲内で行うというものがあります。今回、目安として国が約8割を設定しましたが、絶対に8割以内に抑えなければならないというものではありません。実費の範囲内で、協議が整うのであれば、8割を超えても法的にはありません。また、目安としている8割というのは、通常のタクシーでかかる費用から営利を抜いた額と考えております。10割を超えるような額は通常考えられません。特殊なケースで、10割を超える場合は別で協議する必要があります。

(稲垣委員)

安城市から補助金等は出していないのでしょうか。

(事務局)

出しておりません。

以上の質疑を経て全会一致で可決となり、安城市社会福祉協議会及び西三河在宅介護支援センター安城の対価の改定を認めることとなった。

その他

(潮田委員)

委員の中に運賃改定に関わる委員がいることについて、議決の際、その方も入れてよいものか疑問があります。今回の場合は、全員賛成であるため問題ないですが、議論には参加し、議決の際は外すなど、今後検討した方が良いでしょう。

(事務局)

検討いたします。